松山市企業脱炭素投資促進補助金交付要綱

松山市要綱第６９号

令和４年６月２１日

改正　令和６年６月１８日要綱第７３条

令和６年９月１９日要綱第８９条

（趣旨）

第１条　この要綱は，松山市内における地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚並びに企業の経営活動における脱炭素の促進を図るため，金融機関のサステナブルファイナンスの利用に係る外部評価に要する経費を支払った者に対し，予算の範囲内において，松山市企業脱炭素投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，必要な事項を定める。

２　補助金の交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，松山市補助金等交付規則（昭和４４年規則第６号）の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) サステナブルファイナンス　持続可能な社会の実現のために，金融機関が気候変動問題等の社会的課題に取り組む企業に行う融資・投資であって，別表に掲げるものをいう。

(2) グリーンプロジェクト　環境改善効果がある事業であって，環境・社会面からのネガティブな効果が環境改善効果と比べて過大にならないと評価されるものをいう。

(3) ソーシャルプロジェクト　特定の社会的課題の解決への貢献を目指す事業であって，対象となる特定の人々に対してポジティブな社会的な効果をもたらすことを目的とするものをいう。

(4) ＳＰＴｓ　国際的なシンジケートローン市場に参加する金融機関の代表で構成されるローン・マーケット・アソシエーション等が策定するサステナビリティ・リンク・ローン原則（以下「ＳＬＬ原則」という。）において定義する，借り手のサステナビリティの向上に向けた取組を促すために設定する，借り手の環境・企業・社会統治に

係る戦略又は重要業績評価指数（以下「ＫＰＩ」という。）と整合した取組の目標をいう。

(5) 外部評価　別表に掲げる準拠ガイドラインに掲げる評価機関による評価及び意見をいう。

(6) 評価機関　次に掲げる者をいう。

ア　金融庁に信用格付業者として登録された格付会社

イ　アに掲げる格付会社により，別表に掲げる準拠ガイドラインに整合し，ＫＰＩ及びＳＰＴｓを評価する実施体制が整っていると評価された金融機関及び金融機関系列の研究機関

ウ　ＳＰＴｓの評価に関し，十分な実績があると市長が認めた法人

（補助金の対象等）

第３条　補助金の対象となるサステナブルファイナンスは，別表に掲げるものであって，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該サステナブルファイナンスの利用に係る資金使途又は取組のＫＰＩ及びＳＰＴｓの設定において，松山市内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標を定めていること。

(2) 前号に規定する資金使途又は取組の目標に関して，別表に掲げる準拠ガイドラインに諮り，評価機関が適合していると評価したものであること。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，当該サステナブルファイナンスを契約するに当たり，目標が別表に掲げる準拠ガイドラインに整合的である旨を評価した評価機関に支払った手数料（評価機関による評価以外の契約に係る事務手数料等を除く。）とする。

３　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，市内に住所を有する法人又は松山市内に事業所を有する法人で，次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし，市長が適当と認めたときは，この限りでない。

(1) 補助対象経費を直接支払っていること。

(2) 当該サステナブルファイナンスに関して他の制度による助成を受けていないこと。

(3) 会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社に該当していないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。

(6) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を行っていないこと。

(8) 松山市暴力団排除条例（平成２２年条例第３２号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと又はその役員及び従業員のうち暴力団員等がいないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団，暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第９条第１項に規定する暴力団関係事業者と取引関係がないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は，補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額が１００，０００円を超えるときは，１００，０００円）以下の額とする。ただし，当該額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。

２　補助金の額の算出に当たっては，補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に前項に規定する割合を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし，算出時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては，この限りでない。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は，当該サステナブルファイナンスに係る金融機関の融資の契約の日から起算して１年を経過する日までに，松山市企業脱炭素投資促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書面等を添付して，市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象者と金融機関の間で締結された融資契約書の写し

(2) 評価機関に支払った補助対象経費の領収書の写し

(3) 登記事項証明書又は現在事項全部証明書の写し及び直近年度の貸借対照表の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第６条　市長は，前条の申請書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の交付を決定し，松山市企業脱炭素投資促進補助金交付決定通知書（様式第２号）によりその旨を当該申請書を提出した補助対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

２　市長は，前条の申請書の提出があった場合において，当該申請書に形式上の不備があると認めるときは，申請者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めるものとする。この場合において，当該申請者が当該期間内に補正をしないときは，同条の規定による申請をしなかったものとみなす。

３　市長は，第４条第２項ただし書の規定による補助金の額の算定により交付の申請がなされたものについては，補助金に係る消費税等仕入控除税額について，補助金の額の確定又は消費税若しくは地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

４　第１項の規定による審査は，前条の規定による申請（第２項の規定により補正を求めた場合にあっては，当該補正後の申請）を受け付けた順序により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　前条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は，補助金の交付を受けようとするときは，市長が別に定める請求書を提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による請求書の提出があったときは，その日から起算して３０日以内に補助金を交付するものとする。

（交付変更申請）

第８条　交付決定者は，補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合又は補助金の交付の申請を取り下げる場合には，速やかに松山市企業脱炭素投資促進補助金交付変更交付・申請取下承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付決定を取り消し，又は変更することができる。この場合において，既に交付した補

助金があるときは，その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

（補助内容等の公表）

第１０条　市長は，交付決定者の名称，代表者名，補助内容等を公表することができるものとする。

（協力）

第１１条　市長は，必要があると認めるときは，交付決定者に対し，当該サステナブルファイナンスで掲げる目標の内容及び達成状況，脱炭素経営に関する取組に関する情報等の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

別表（第２条，第３条関係）

名　称	定義	準拠ガイドライン	補助金における条件
グリーンローン	環境省が策定するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに掲げる国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するための融資	(1) 国際資本市場協会が策定したグリーンローン原則 (2) 環境省が策定したグリーンローンガイドライン	資金使途が松山市内の環境改善に効果のあるグリーンプロジェクトであること。
グリーンボンド	環境省が策定するグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドラインに掲げる国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債権	(1) 国際資本市場協会が策定したグリーンボンド原則 (2) 環境省が策定したグリーンボンドガイドライン	資金使途が松山市内の環境改善に効果のあるグリーンプロジェクトであること。
ソーシャルローン	社会的課題の解決に資するプロジェクトの資金調達のための融資	(1) ローン・マーケット・アソシエーションが策定したソーシャルローン原則 (2) 金融庁が策定し	資金使途及び企業の取組において，松山市内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標があるものであること

		たソーシャルボンドガイドライン	。
ソーシャルボンド	金融庁が策定するソーシャルガイドラインに掲げるソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債権	(1) 国際資本市場協会が策定したソーシャルボンド原則 (2) 金融庁が策定したソーシャルボンドガイドライン	資金使途及び企業の取組において，松山市内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標があるものであること。
サステナビリティ・リンク・ローン	ＳＬＬ原則及び環境省が策定するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン第３章第１節１に掲げる，借り手が野心的なＳＰＴｓを達成することを奨励する融資	(1) ローン・マーケット・アソシエーションが策定したＳＬＬ原則 (2) 環境省が策定したＳＬＬガイドライン	取組の目標の設定において，松山市内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標を定めているものであること。
ポジティブ・インパクト・ファイナンス	企業が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響をいう。）を包括的に分析・評価し，当該活動の継続的な支援を目的とした融資であって，評価機関により国連環境計画金融イニシアティブが策定したポジティブ・インパクト金融原則への適合性及びインパクトファイナンスの基本的考え方（環境省のＥＳＧ金融ハイレベル・パネル設置要綱第２項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめたものに限る。）への整合性について評価されたもの	(1) 国連環境計画金融イニシアティブが策定したポジティブ・インパクト金融原則 (2) 環境省のＥＳＧ金融ハイレベル・パネル設置要綱第２項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめたインパクトファイナンスの基本的考え方	インパクト評価及びＫＰＩについて，松山市内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標を定めているものであること。
ブルーローン	グリーンローンの一種であり，国際資本市場協会等の国際機関が策定した持続可能なブルーエコノミ	(1) 国際資本市場協会が策定したグリーンローン原則 (2) 国際資本市場協会等の国際機関が策	資金使途が松山市内の環境改善に効果のあるグリーンプロジェクトであること。

	ーの資金調達のための債権に関する実務者ガイドに掲げる，海洋保全に資するプロジェクトに充当するための融資	定した持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債権に関する実務者ガイド	

付　則

この要綱は，公布の日から施行する。

付　則

この要綱は，令和６年６月１８日から施行する。

付　則

この要綱は，令和６年９月１９日から施行する。